光熱水費及び建物の維持管理業務の経費等について

○経費の支払いについて

合築施設全体の光熱水費及び建物の維持管理業務の経費に係る業務(委託契約の締結や支払い等)については、管理組合方式にて行う予定です。(各施設において、それぞれ設定された負担金を管理組合に支払うことになります。) 提案において見込む費用については、次の表に示す負担の考えをもとに積算してください。(在宅支援室については、支払いを見込む必

要はありません。)

	在宅支援室	日中活動センター
電気・ガス・水道	川崎市が負担	実績に見合う額(面積・使用頻度等から算出した額)
廃棄物処理業務		
建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、建築設備運転監視業務		面積按分による
清掃業務		
警備業務		
駐車場等管理·植栽維持管理業務		
その他、修繕・更新業務などに係る業務		

※電気・ガス・水道について、施設ごとの子メーターは設置されていないため、面積・使用頻度等から算出した額を管理組合へ支払いいただ く予定です。